

附則

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会である。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残された時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不斷に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第一章 総則（目的）

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基

本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もつて経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

第二章 基本的施策

（就業及び所得）

国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び労働者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を發揮することがでなければならぬ。

（基本理念）

高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

一　国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

二　国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会

三　国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

（国民の責務）

国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の努力）

国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができるよう努めるものとする。

（施策の大綱）

政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

（法制上の措置等）

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制度上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにし、た文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

（就業及び所得）

国は、高齢者の健康の確保、自立した生活を営むことによるため、高齢者に特有の保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

（健康及び福祉）

国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を講ずるものとする。

国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

（就業及び所得）

国は、高齢者の健康の確保、自立した生活を営むことによるため、高齢者に特有の保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

（健康及び福祉）

国は、高齢者の健康の確保、自立した生活を営むことによるため、高齢者に特有の保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を講ずるものとする。

（就業及び所得）

国は、高齢者の健康の確保、自立した生活を営むことによるため、高齢者に特有の保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を講ずるものとする。

た住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

（就業及び所得）

国は、高齢者が不安のない生活を営むことがで

（就業及び所得）

め、高齢者がその意欲と能力に応じて就業する

（就業及び所得）

ことがができる多様な機会を確保し、及び労働者

（就業及び所得）

が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開

（就業及び所得）

発し、高齢期までその能力を發揮することがで

（就業及び所得）

きるよう必要な施策を講ずるものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

（就業及び所得）

國は、高齢期の生活の安定に資するため、公

（就業及び所得）

的年金制度について雇用との連携を図りつつ適

（就業及び所得）

正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず

（就業及び所得）

るものとする。

た日常生活を営むことができるようするため、高齢者に特有の介護のサービスを図りつつ適正な介護のサービスを確保する

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされ

ていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に對してその手續がされていないものとみなし、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。